

Actus Newsletter

平成27年1月より適用される相続税改正関係



■ 相続税及び贈与税の改正の概要

平成27年1月より相続税及び贈与税について改正が行われます。この改正の主要な内容は以下のとおりです。相続税に関しては増税になる点が多いのが特徴です。

| 改正項目 | 改正内容 |
|---------------|---|
| 基礎控除額 | 「3,000万円+600万円×法定相続人の数」へ縮小 |
| 小規模宅地等の特例 | 特定居住用宅地等の対象面積が330㎡へ拡充 |
| 相続税の税率構造の見直し | 8段階へ区分が変更され、 最高税率が55% へ引き上げ |
| 未成年者控除、障害者控除 | 控除額の引き上げ |
| 贈与税の税率構造の見直し | 最高税率が55% へ引き上げられた一方、子や孫へ贈与した場合の税負担軽減 |
| 相続時精算課税制度の見直し | 受贈者の範囲に 20歳以上である孫が追加 され、贈与者の年齢要件が 60歳以上 に引き下げ |

■ 相続税の基礎控除の縮小

相続税の改正の中で、増税の影響が最も大きな内容は、「基礎控除額の縮小」です。改正前の基礎控除額に対して6割の金額に縮減されます。

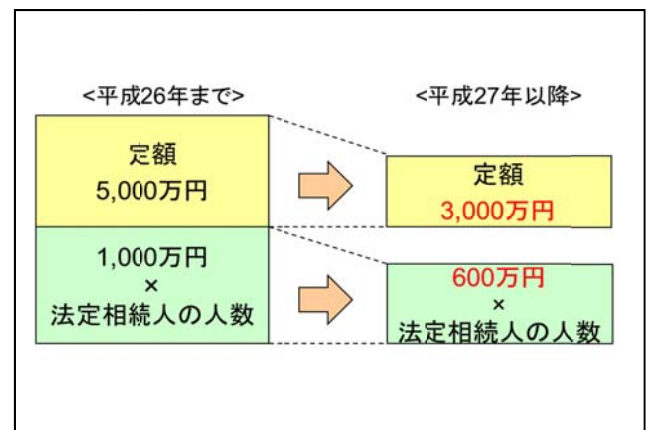
【相続税の基礎控除額】

改正前: 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数

改正後: **3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数**

例えば相続人が3人であった場合、これまでの基礎控除額は8,000万円でしたが、平成27年以降の相続における基礎控除額は4,800万円に減少します。

相続税の課税割合は4.2%程度ですが、今回の改正により課税割合は1.5~2.0倍になるともいわれております。



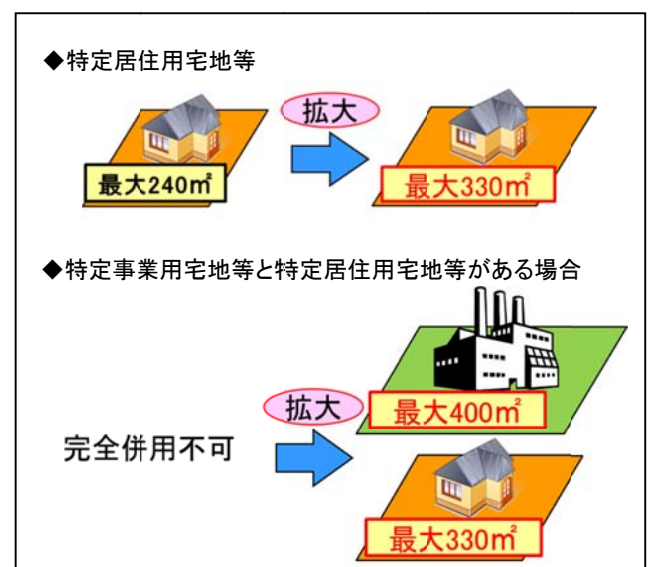
■ 小規模宅地等の特例の見直し

相続人の居住や事業の継続に配慮する観点から、小規模宅地等の特例について見直しが行われました。

小規模宅地等の特例とは、被相続人等の居住の用又は事業の用に供されていた宅地等のうち、一定の要件を満たせば、対象面積について、課税価格を**最大80%減額**することができるものです。

今回の改正により**特定居住用宅地等**の対象面積が、240㎡から**330㎡へ拡充**されます。

また、**特定事業用宅地等と特定居住用宅地等がある場合**(貸付事業用宅地等の特例を受ける場合は除きます。)、それぞれの限度面積まで適用が可能となり、**最大で730㎡まで減額**が取れることとなります。





Q. 相続税の改正は、いつの相続から適用となりますか？

A 平成 27 年 1 月 1 日以後に死亡した被相続人に係る相続税について適用となります。

そのため平成 26 年 12 月 31 日までに死亡されたケースで、申告書の提出期限又は提出日が平成 27 年となった場合であっても、今回の相続税の改正の適用はありません。

Q. 相続税の基礎控除とはどのようなものですか？

A 基礎控除額は、相続税が課されるか否かの基準のようなもので、遺産の総額が基礎控除額以下の場合には相続税は課税されません。平成 27 年 1 月よりこの基礎控除が 6 割に縮小されることにより、相続税の申告対象者が 2 倍近くに増えると言われています。

Q. 相続税の対象となる財産には、どのようなものが該当しますか？

A 相続税は原則として、死亡した人の所有財産(遺産)が課税の対象とされます。この場合の財産とは、**現預金、有価証券、土地、家屋**が代表的なものとなり、**宝石や貴金属、絵画、特許権、著作権等の経済的価値のあるもの全て**が対象となります。被相続人の死亡により受け取る**一定の生命保険金等**や、被相続人に支給されるべきであった**退職金等**は、民法上の相続財産ではありませんが、その経済価値に着目して非課税枠を超える部分については相続税の課税の対象となります。

Q. 相続対策として贈与を考えております。贈与税の基本的な仕組みを教えてください。

A 贈与税は、受贈者に課せられる税金です。1 年間の受贈額の合計額から **110 万円を控除**した金額に対して贈与税が課されます。これが贈与税の暦年課税制度です。1 人 110 万円まで無税で財産を移転することができますので、相続対策としては効果的です。ただし、**相続開始前 3 年以内の贈与**については、贈与はなかったものとして、相続財産に持ち戻して相続税を計算することとなります。その他の贈与の制度として、相続時精算課税制度や教育資金贈与の非課税制度などがあります。詳細はお尋ねください。

Q. 私が孫名義で預金口座を作ってお金を移動しましたが、これは私の相続財産とみられてしまいますか？

A お孫さんの預金通帳や印鑑を本人に渡さずに管理しているような場合には、お孫さんの名義であっても、いわゆる**名義預金**として相続財産と認定される可能性が高いです。贈与は、贈与者と受贈者双方の承諾により成立します。お孫さんとの間で贈与の事実を確認しあい、贈与契約書を作成し、お孫さんが普段使用している預金口座にお金を振り込むなどして、贈与の事実を確実にしていただくことをお勧めします。



アクタス 税 理 士 法 人

アクタスマネジメントサービス(株)

【 URL 】 <http://www.actus.co.jp>

【 MAIL 】 info@actus.co.jp

【赤坂】 〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6F 【立川】 〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル5F
TEL : 03-3224-8888 FAX : 03-5575-3331 TEL : 042-548-8001 FAX : 042-548-8002

【荒川】 〒116-0002 東京都荒川区荒川3-21-2-105 【大阪】 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F
TEL : 03-3802-8101 FAX : 03-3805-2070 TEL : 06-6449-8682 FAX : 06-6449-8683